

以下の3つの条件すべてに該当する飲食店（既存特定飲食提供施設）が経過措置を受けようとする場合の様式です。
 1. 2020年4月1日時点で営業している既存店舗である
 2. 資本金または出資の総額が5000万円以下である
 3. 客席面積が100平方メートル以下である

喫煙可能室設置施設 届出書

記入見本

令和元年10月1日

川崎市長

印鑑（シャチハタ等のスタンプ以外）を押印してください

届出者は、管理権原者としてください

届出者（管理権原者） 川崎 太郎 印

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	けんこうぞうしんれすとらん ほりかわてん 健康増進レストラン 堀川店
	②-1所在地	〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 (電話 044-111-1111)
	②-2車両番号等	※飲食店の場合この欄は記入不要です。
	③営業許可番号	川崎市指令幸衛 第 0000000 号
	④営業許可日	平成30年7月1日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名（法人にあっては、その名称）	かぶしきがいしゃ けんこうぞうしん 株式会社 健康増進
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	かわさき たろう 川崎 太郎
	③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 (電話 044-111-1111)
3 備考 ※すべて記入のこと	担当者名：川崎 三郎 (ふりがな：かわさき さぶろう) 担当者職名：店長 担当者連絡先電話番号：044-123-4567 【必須】喫煙場所の設置形態について、いずれかを選択（チェック）してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 店内全部で喫煙可能（喫煙可能店） ※この場合、20歳未満の方の店舗への入店自体が認められませんのでご注意ください。 <input type="checkbox"/> 店内に喫煙可能室を設置（喫煙可能室以外は禁煙。20歳未満の方は喫煙可能室への立入禁止）	

営業許可書に書かれた許可番号をそのまま転記してください。

営業許可書に書かれた営業許可期間の最初の日を転記してください。

個人経営の場合は①の欄に氏名、③の欄に住所を記入してください。※②の欄は記入不要

(注意)

- 1 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること（飲食店の場合は、②-2は記入不要）。
- 2 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3 届出内容に変更が生じたときは変更届出書を、店舗を禁煙にしたときや閉店・廃業したときは廃止届出書を提出すること。